

事業者等の皆さまへ

# 自衛隊員の 倫理保持のためのルール

自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程のあらまし

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

自衛隊員には、事業者等の皆様との接触に関するルールがあるため、ちょっとしたご厚意が、結果として違反行為となることがあります。

事業者等の皆様におかれましては、このパンフレットをご参考としていただき、自衛隊員との接触の際にご注意していただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



## Q どのようなルールがあるのでしょうか？



自衛隊員は、利害関係者から贈与や接待を受けることなど、国民の疑惑や不信を招く行為が禁止されています。例えば、以下のような行為が禁止されています。

- ✓ 金銭・物品の贈与を受けること
- ✓ 飲食の提供などの接待を受けること
- ✓ 無償でサービスの提供（車による送迎など）を受けること
- ✓ 一緒に麻雀・ゴルフ・旅行をすること 等

また、利害関係がない場合でも、酒食のもてなしを繰り返し受けるものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供給接待や物品の贈与を受けたりすることは禁止されています。

## Q 「利害関係者」とは？



利害関係者とは、自衛隊員の職務における権限の行使や契約の相手方です。具体的には、以下に掲げる者です。

- ✓ **許認可等**を受けている事業者等、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
- ✓ **補助金等**の交付の対象となる事業者等又は個人、補助金等の交付の申請をしている事業者等又は個人、補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
- ✓ **不利益処分**の名宛人となるべき事業者等又は個人
- ✓ **行政指導**により現に一定の行為又は不作為を求められている事業者等又は個人
- ✓ **契約**を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等

☆「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合）のことをいいます。

また、過去3年間に自衛隊員がついていたポスト（官職）の利害関係者も、現在の当該隊員の利害関係者となります。さらに、隊員が他の隊員に対する影響力（例えば人事課長が他の隊員に対して有する影響力など）を持つ場合、他の隊員の利害関係者も当該隊員の利害関係者とみなされます。

（ある隊員Aに、別の隊員Bの利害関係者が接触している場合、それがAがBに対して持つ官職上の影響力を期待してのものであることが明らかなきは、Aにとっても利害関係者とみなされます。）

## 利害関係者との間の規制



**自衛隊員は、利害関係者から、金銭、物品又は不動産の贈与を受けることは禁止されています。（せん別、祝儀、香典、供花を含みます。）**

ただし、以下のような場合は、利害関係者から受け取ることができます。

- ✓ 広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品
- ✓ 結婚披露宴や親の葬儀の際、親や配偶者との関係に基づいて出席した際の通常の社交儀礼の範囲内の祝儀・香典

※ 自衛隊員の結婚披露宴に招かれた際の祝儀については、実費相当の祝儀は受け取ることができます。

また、配偶者や親との関係で出席した利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ることは認められます。

※ 自衛隊員が喪主となっている親の葬儀の際、自衛隊員本人との関係に基づいて利害関係者が持参した香典は受け取ることはできません。しかし、亡くなった親族との関係に基づいて持参された香典は、利害関係者からであっても、通常の社交儀礼の範囲内のものであれば受け取ることができます。





**自衛隊員は、利害関係者の負担で飲食をすることは禁止されています。(ゴルフや観劇によるもてなしも含む。)**

ただし、以下のような場合は、利害関係者の負担で飲食をすることができます。

✓ **多数の者（20名程度以上）が出席する立食パーティー**

（但し、出席者の殆どが隊員と利害関係者である一企業のみでの立食パーティー（※隊員と複数の企業の関係者が出席している立食パーティーであっても、それらの企業が共通の利害関係を有している場合には、実質的には利害関係のある一企業とみなされます。）やパーティーの趣旨が適切でない場合等の国民の疑念や不信を招く恐れがあるものは認められません。）

✓ **職務として出席した会議での簡素な飲食**

✓ **公的な性格を有する儀礼的な会合における飲食**

（利害関係者に当たる団体が顕彰事業として行っている国際的な賞の授賞式に伴う晩餐会など）

※ 自分の飲食費用を自衛隊員自らが負担する場合又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食することができます。ただし、利害関係者ではない第三者が費用を負担する場合であっても、社会通念上相当と認められる程度を超える飲食は認められません。



**自衛隊員は、利害関係者から無償で役務の提供を受けることは禁止されています。**

ただし、以下のような場合は、利害関係者から無償で役務の提供を受けることができます。

✓ 職務で利害関係者を訪問した際に、公共交通機関が利用できない場合などの合理的な理由があるときに、利害関係者が日常的に利用している社用車などを利用すること



**自衛隊員は、自分の費用を負担する場合でも、利害関係者と共にゴルフや旅行、遊技(麻雀など)をすることは禁止されています。**

ただし、以下のような場合は、利害関係者と共に行うことができます。

✓ 所属部局のOB会等のゴルフコンペ（30～40名以上が参加）で利害関係者（数名程度）と一緒にいる場合

✓ 公務のための旅行や旅行会社のツアーでたまたま利害関係者と一緒になる場合



**自衛隊員は、利害関係者から金銭の貸付を受けること、無償で物品又は不動産の貸付を受けること、未公開株式を譲り受けることは禁止されています。**

ただし、以下のような場合は、認められます。

✓ 金融機関が利害関係者に当たる場合に、一顧客として金銭を借りること

✓ 職務として利害関係者を訪問した際に、物品（文房具など）を借りること



**自衛隊員は、利害関係者に要求して、第三者に対し、前記1～5の禁止されている行為をさせることも禁止されています。**

広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティーにおける飲食や記念品を提供させることもできません。

☆ 大規模災害の発生に際し、行政機関から所管団体に要請し、自治体に対して救援物資を提供してもらうというような公務として行われる行為は、禁止行為に該当しません。



**自衛隊員は、利害関係者から依頼されて、報酬を受けて講演等を行う場合には、倫理監督官の承認を得て行うことができます。**

ただし、受ける報酬額には、以下のとおり制限があります。

区 分		報酬の基準額（上限）
講演・討論等	1時間当たりの金額	20,000円
著述等	400字詰め原稿用紙1枚あたりに換算した金額	4,000円

☆「講演等」とは、講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ・テレビ番組への出演をいいます。

## 利害関係者でない者との間における規制

1 同じ相手から繰り返し物や著しく高額な物など、社会通念上相当と認められる程度を超えて、**供応接待を受けたり、金銭、物品等の贈与を受けたりすることは禁止されています。**

### よくある質問

**Q：頑張っている部隊の皆さんを激励するため、差入れなど何か渡すことはできますか？**

A：例えば、災害派遣の際に、自衛隊員一人当たり数百円程度の飲食物など、すぐに消費されるようなものを差入れることは問題ありませんが、激励の趣旨であっても、金銭、金券、高価な品物を渡したり、繰り返し品物を渡すと、受け取った隊員が社会通念上相当と認められる程度を超えて贈与を受けたとして、自衛隊員倫理法等違反となる場合があります。

2 その場に居合わせなかった者に自分の飲食物の料金などを支払わせること（つけ回し）は**禁止されています。**

## 特定の書籍等の監修料に関する規制

国の補助金や経費で作成される書籍等、国が過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する報酬を受け取ることは禁止されています。

☆「書籍等」とは、書籍、雑誌等の印刷物のほか、ビデオテープ、CD、DVD等も含まれます。

### 1 国の補助金や経費で作成される書籍等

自衛隊員は、防衛省グループ内又は国の機関のどこかが補助金等を支出している書籍等の監修料を受領できません。

### 2 国が過半数を買い入れる書籍等

自衛隊員は、防衛省グループ内において、合計で作成数の過半数を買い入れる場合は、監修料等を受領できません。



## 通報及び相談窓口

ルールに違反する行為の早期発見と未然防止のため、自衛隊員の倫理に反すると疑われる行為に関する情報及び自衛隊員との接触に係る相談を広く受け付けております。

TEL 03-5261-0164 (直通)

E-mail rinri-tsuho@mod.go.jp

※通報者等のプライバシーは厳守します。

自衛隊員倫理審査会事務局 (〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1)

ホームページ (防衛省HP : <http://www.mod.go.jp/>)